

次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）に対する パブリックコメント募集の結果報告

1. 募集概要

(1) パブリックコメント募集の対象とする事案

次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）

(2) パブリックコメント募集の目的

次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）に対し、広く意見募集を行うことで、より一層の情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取組みを推進します。

(3) 意見の提出方法

①持参 ②郵便 ③ファクシミリ ④Eメール

(4) 意見の提出期間

平成29年1月6日（金）から同年1月19日（木）まで

(5) 意見を提出することができる方

①組合の関係市町内（印西市・白井市・栄町）に住所のある方 ②関係市町内に勤務先のある方 ③関係市町内に通学先のある方 ④関係市町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

2. 意見提出者数

11名

3. 意見件数

41件

4. 備考・その他

(1) いただいたご意見は、当該整備協定の相手方である吉田区との今後の協議において、参考意見として活用させていただきます。

(2) いただいたご意見に対する組合の回答（対応内容）は、(1)の協議において必要に応じ変更する場合があります。

(3) 青色のアドレスにカーソルを合わせ、C t r lキーを押しながら左クリックすることで、リンク先が表示されます。

5. 用語の定義と説明

(1) 吉田区：吉田資源循環センター建設予定地の地元町内会

(2) 組合：印西地区環境整備事業組合（印西市・白井市・栄町で構成する特別地方公共団体で、し尿を除く一般廃棄物処理施設のほか、墓地、火葬場及び斎場などに係る事務を共同処理している）

(3) 吉田資源循環センター：新たに整備するクリーンセンター（清掃工場）の仮称

(4) 印西地区ごみ処理基本計画：廃棄物処理法の定めに基づき概ね5年毎に策定する一般廃棄物の処理に関する計画（最新の計画は平成25年度に住民参加型の検討委員会にて検討を進め、同年度に策定）

<http://www.inkan-jk.or.jp/green/2103kihonkeikaku.html>

(5) 施設整備基本計画：吉田資源循環センターを整備するための基本的な事項（処理方式や施設規模など）をまとめた基本計画（平成27年度に住民参加型の検討委員会にて検討を進め、翌平成28年度に策定）

<http://www.inkan-jk.or.jp/green/27-jiki-sisetu-tousinsyo-.html>

(6) 地域振興策基本構想：吉田区の地域活性化を図るべく、地域振興策のメニューや概略事業スキームなどをまとめた基本構想（平成27年度に住民参加型の検討委員会にて検討を進め、翌平成28年度に策定）

<http://www.inkan-jk.or.jp/green/27-jiki-chiiki-tousinsyo-.html>

(7) 地域振興策基本計画：地域振興策を展開するための基本的な事項（実際に展開する地域振興策の内容や事業スキーム）をまとめる基本計画（平成29年度に住民参加型の取組みにて策定する予定）

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.1 印西市	整備協定書 全体	<p>14日の説明会では、知ろうとする自らの努力の欠如を棚に上げて「管理者のおもちゃ」などという妄言が出たのには唾然としましたが、批判をするなら少しは調べてきたら、と感じました。</p> <p>しかし、そんな意見が出るのには、組合の広報の仕方にも一因があると思われます。まず一般的に文章が硬い。</p> <p>法律の条文のような文章で、今回の例でいえば、一般の人が『次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書(案)』に対する意見募集について』というタイトルを目にして、何を求めているかをパッと理解し、先を読んでみようという関心を持ちますか？</p> <p>普通に使われている文章で、例えば「次期クリーンセンター建設予定地・吉田区との協定案についてのご意見募集」などとすれば、内容が容易に理解されるのではないかと感じています。</p>	<p>ご意見のあった用語の設定を含めた広報の内容については、これまでの経緯との整合や正確性を踏まえながら、より分かりやすい内容となるよう心がけます。</p> <p>なお、整備協定書については、吉田区と組合が交わす重要且つ長期的な約束であることから、法律条文のような形式としていることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
No.2 印西市	整備協定書 前文・その他	<p>前項の意見とも関連することですが、突然、「吉田資源循環センター」などという名称が出てくると、「何の施設？」ととまどうわけです。</p> <p>このような名称は、どこかで決まっていたのでしょうか。</p> <p>現時点では当然「仮称」ですが、それならば一般の人にわかるように「次期クリーンセンター(仮称)」などとしてはいかがでしょうか。</p> <p>尚、正式発足の段階になったら、みんなに親しみのあるネーミングとすべきです。</p>	<p>「吉田資源循環センター」は、新たに整備するクリーンセンターの仮称として、この度設定したものです。未来型のクリーンセンターに相応しいものとして吉田区から発案のあった名称であることをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>しかしながら、ご意見にあるように分かりにくい面もあると思われることから、今後の広報等においては「新クリーンセンター」と併記することなどを検討いたします。</p>
No.3 印西市	整備協定書 第2条(1)	<p>地域の情報サイトでも話題にあがっていましたが、次期中間処理施設という用語が不適切だと思います。</p> <p>この用語ではいったい何の施設なのか誰にも分かりません。</p> <p>新クリーンセンター、新清掃工場、新ゴミ処理施設などが妥当ではないでしょうか。</p>	<p>平成20年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画以降、印西地区において新たに整備するクリーンセンターの呼称を「次期中間処理施設」とし、これまで用いてまいりましたことをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>しかしながら、ご意見にあるように分かりにくい面もあると思われることから、今後の広報等においては「新クリーンセンター」と併記することなどを検討いたします。</p>
No.4 印西市	整備協定書 第3条	<p>建設予定地は吉田546番地で決定しているようですが、参考資料2ページで環境影響評価を実施することとなっています。</p> <p>については、環境影響評価の結果によっては新クリーンセンターが建設できなくなることも考えられるのでしょうか。(オオタカなど貴重な保護対象生物の生息など)</p> <p>そうであれば、整備協定書の締結は環境影響評価の後のほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業の環境影響評価については千葉県条例に基づき実施するものですが、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みです。</p> <p>よって、環境影響評価の結果によって吉田資源循環センターが建設できなくなるリスクは、事実上ないものと考えています。</p> <p>なお、オオタカなどの猛禽類が生息している場合であっても、施設配置や施工季節などに配慮することで整備事業が進められることを関係機関に確認済みです。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.5 印西市	整備協定書 第3条	建設予定地は吉田 546 番地で決定しているようですが、参考資料 2 ページで埋蔵文化財調査を実施することとなっています。 ついては、埋蔵文化財調査の結果によっては新クリーンセンターが建設できなくなることも考えられるのでしょうか。(貴重な文化財が埋蔵されていることが判明するなど) そうであれば、整備協定書の締結は埋蔵文化財調査の後のほうが良いのではないのでしょうか。	埋蔵文化財調査は文化財保護法に基づき実施するものですが、確認調査で遺跡の埋蔵が確認されても、本格的な発掘調査等により遺跡の記録や出土遺物を残す「記録保存」などを行うことで整備事業が進められることを関係機関に確認済みです。
No.6 印西市	整備協定書 第6条	第5条で恒久施設としていながら第6条で1回目の建替えしか触れていないことや、「建替え」という用語が重複していることなどに違和を感じます。 修正案 前条による規定のもと、第3条で規定する用地内で吉田資源循環センターの建替えを行うことを基本とする。 ただし、甲及び乙の合意があった場合は、この限りではない。	整備協定書第5条は、吉田資源循環センターを恒久施設として位置付けているわけではなく、恒久施設として吉田区の理解が得られる施設整備及び事業運営を図ることを組合が約束するものです。 整備協定書第6条は、吉田資源循環センターの建替えに関することを規定していますが、最初の建替えは最短でも概ね 30 年以上先のことなので、吉田区としては、現時点の基本的な方向性は明確にするものの、最終判断は次世代以降の吉田区住民に委ねるべきとの判断をされました。 組合としては、今後、移転問題が生じないよう、次世代以降の吉田区住民も含め、恒久施設として理解が得られる施設整備及び事業運営を図る考えです。以上の点を踏まえて吉田区と組合が合意した条文であることをご理解くださいますようお願いいたします。
No.7 印西市	整備協定書 第8条(1)	当該整備協定書(案)では、甲(吉田区)と別途公害防止協定書を締結するとあるが、現在の印西クリーンセンターの公害防止協定書と同様に、煙突から排出される排煙の最大着地濃度になる地域(例えば、煙突から約 2.5km の地点)までの町内会・自治会も締結者の対象にすべきである。	吉田資源循環センターの整備及び操業に関する環境影響評価を実施した後、現印西クリーンセンターにおける公害防止協定の内容、排煙の最大着地濃度の地点及び周辺町内会のご意向などを勘案し、公害防止協定を締結する対象範囲は弾力的に検討を進めます。 しかしながら、本協定は吉田区と締結するものなので、第8条(1)及び第8条(2)では吉田区との合意事項について規定していることをご理解くださいますようお願いいたします。
No.8 印西市	整備協定書 第8条(2)	操業監視機関のメンバーも上記の理由で、排煙の最大着地濃度にあたる地域までに広げらるべきである。	なお、第8条(2)では「必要に応じその他の住民等で組織する」と規定しています。
No.9 印西市	整備協定書 第9条(1)	施設規模は今後改めて算定し決定するとのことですが、その際に新クリーンセンターの工事費が大きく変更になることが考えられると思います。 他の変更要因もあるかとは思いますが、いずれにしても工事費が大きく変更になった場合、第11条の地域振興策に係る整備費用も合わせて変更するのでしょうか。	平成 29 年度に地域振興策基本計画を策定する予定ですが、ご意見のように後年度に吉田資源循環センターの工事費の増減に応じて地域振興策整備費用の変更を行った場合、計画していた地域振興策の一部が展開できなくなる事態も想定され、その場合は吉田区との信頼関係が大きく損なわれます。 また、整備費用について流動的な事業があることは、関係市町(印西市・白井市・栄町)における長期的な財政計画に支障を来す恐れも考えられます。 よって、吉田資源循環センターの工事費の増減に応じた地域振興策整備費用の変更は行わない考えです。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.10 印西市	整備協定書 第9条(2)	切下げ造成について、参考資料17ページの説明(5m切下げ・10m切下げ)によると莫大な量の残土が発生すると思いますが、その処分費用は参考資料1ページの造成工事費に組み込まれているのでしょうか。	<p>残土については、平成28年度に策定した地域振興策基本構想において、多機能な複合施設を展開する場所で「見晴らし山」を築造するなど、有効活用できる可能性を見出しています。</p> <p>また、埋蔵文化財包蔵地内で地域振興策を展開する場合、30cm以上離隔する土木工事であれば、遺跡が地下保存され本調査を実施する必要がない(確認調査のみ実施)ことから、当該残土を地域振興策展開用地内に一定程度敷き均したうえで土木工事を施工する計画とすることで、地域振興策の施設整備に係る埋蔵文化財調査の期間短縮及び費用縮減が見込めます。</p> <p>以上のことから、参考資料1ページの造成工事費に、残土の処分費用を組み込んでいません。</p>
No.11 印西市	整備協定書 第9条(3)	<p>煙突の高さは建設基盤から59mを基本にするとのことですが、建築基盤が例えば10m切下げの基盤の場合、煙突の高さは実質49mとなってしまいます。</p> <p>その点は問題ないのでしょうか。</p> <p>また、問題ないのであれば、工事費を抑えるべく煙突は切下げ前の基盤に49mの高さで建築すべきだと思います。</p> <p>よって59mではなく59m以下と表現すべきだと思います。</p>	<p>平成28年度に策定した施設整備基本計画において59m煙突と49m煙突の拡散効果の差異をシミュレーションしました。</p> <p>煙突拡散効果のシミュレーション http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/27-jiki-sisetu-tousinsyo-s-13-.pdf</p> <p>結果としては、いずれも環境基準を大幅に下回ることを確認していますので、最終的には環境影響評価で明らかとするものですが、拡散効果に関し問題ないものと考えています。</p> <p>また、切下げ前の基盤に49mの煙突を建築することについては、選択肢としては大いに考えられますが、設備設計及び動線計画等との整合が図れるか確認する必要があることから、今後の検討の中で採用の適否を明らかにしたいと考えています。</p>
No.12 印西市	整備協定書 第9条(4)	アクセス道路の検討はこれからのようですが、必要な土地を買収できない場合は、新クリーンセンターが建設できなくなることも考えられるのでしょうか。	<p>アクセス道路が整備されないことには施設の着工すら危ぶまれますので、本事業にとって極めて重要な基礎的インフラ整備となりますが、平成28年度に策定した施設整備基本計画において選択肢として計8ルート掲げています。</p> <p>また、当該8ルートは基本的に現道拡幅ですが、全線に亘る新設道路も含めて考えると相当数の選択肢を持つことが可能であると考えています。</p> <p>今後、アクセス道路としての機能性、用地取得の容易性及び経済性のほか、生活道路としての利用も想定されることから周辺住民のご意向なども含め、総合的な検討を進めることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.13 栄町	整備協定書 第 10 条	これら施設は、組合で運営するのか、維持管理費はどこが負担するのか。赤字が出る可能性もあるが、これも維持管理費で払うのか、それとも、組合が赤字負担するのか。	平成 28 年度に策定した地域振興策基本構想において評価した概略レベルの事業スキーム（施設の設置者と運営者）は、地域に求められる将来像などを考慮して検討を進めましたが、実際に展開する地域振興策の内容や組合によって事業スキームの適否は異なります。
No.14 印西市	整備協定書 第 17 条	第 11 条で地域振興策に係る整備費用に上限を定めたように、委託料についても上限を定めるべきだと思います。 そうしないことには、吉田地区の皆さんはどのような地域振興策を選択するか判断できないと思います。 (委託料の程度によってその判断が異なるはずです)	<u>概略事業スキーム</u> http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/27-jiki-chiiki-tousinsyo-h-4-.pdf <u>地域に求められる将来像</u> http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/27-jiki-chiiki-tousinsyo-s-12-.pdf
No.15 栄町	整備協定書 第 10 条 第 16 条	地域振興策の実施主体をはっきりして、印西市、地元、民間、組合に分け、施設所有も明確にすべきではないか。 なお、組合が実施して所有できる施設は、組合格約から限られるのではないか。	よって、実際に展開する地域振興策の内容などが未定の現時点において、ご意見のあった施設の運営者・維持管理費などの負担者・実施主体・施設所有者は未定、また、委託料の上限を定めることは困難、また、民間活力を効果的に活用することを整備協定書に明記することは時期尚早であると考えています。
No.16 印西市	整備協定書 第 10 条 及び関連 条項	10 条の中に、「地域振興策に係る計画の策定、事業の実施・運営及び事業資金の調達に関しては、乙などの地方公共団体のみならず、甲及び甲の参画する団体をはじめとする様々な民間活力を効果的に活用するよう努めるものとする。」という文言を追加してはどうでしょうか。 理由 1：全国の地域振興施策の成功事例を見ると、民間活力を柔軟に活用することにより、事業成果を上げかつ地方公共団体による投融資等の財政負担を軽減している例があるため。また、民間は、甲のみでなく、第三者的な立場にある営利・非営利組織や市民ファンドなど多様な社会・地域資源の活用が不可欠であるため。 理由 2：協定書案のままでは、整備主体あるいは整備事業の費用を負担する主体が乙だけに限定されているように解釈されるが、地域振興施策の目的等に鑑みると、それは適切とは考えられないため。	平成 29 年度に策定する予定の地域振興策基本計画において、経営シミュレーションを実施しながら実際に展開する地域振興策の内容や事業スキームの検討を進める中で、それらを明らかにする考えであることをご理解くださいますようお願いいたします。 なお、整備協定書第 16 条第 2 項で規定しているとおり、吉田区が新たに設立する法人は自己の収支で独立した採算をとることを目指すとしています。 また、意見書No.15 の「なお書き」に関し、平成 28 年度に策定した地域振興策基本構想で課題の 1 つとして掲げていますが、現行の組合格約の第 3 条で規定する「共同処理する事務」によると、排熱を利用しない事業は組合が事業主体となることができないと考えられます。（里地里山の保全と活用などの一部） よって、排熱を利用しない事業を展開する場合は、組合格約の一部変更など、予め十分な調整及び協議が求められるものと考えています。 <u>組合格約</u> http://www3.e-reikinet.jp/inzai-kankyo/dlw_reiki/351909100902000000MH/351909100902000000MH/351909100902000000MH.html また、意見書No.16 の理由 2 に関し、当組合の事業として進める地域振興策のほかにも、吉田区や民間事業者などが自らの資本で展開する事業の実施も考えられますが、それらは整備協定書第 11 条で規定する整備費（33 億 8100 万円）とは別に展開することとなることをご理解くださいますようお願いいたします。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.17 栄町	整備協定書 第 10 条 第 11 条 第 13 条 第 15 条	地域振興事業は、印西市が当該地域の振興策として本来実施すべきものが含まれているのではないか。	地域振興策は、吉田資源循環センターを受け入れていただくにあたって必要不可欠な周辺対策事業であり、また、整備協定書第 5 条で規定しているとおり、吉田資源循環センターと地域振興策は互いに連携する一体施設です。 よって、地域振興策は、吉田資源循環センター整備事業の事業主体である当組合の事業(印西市・白井市・栄町で応分の負担をしていただく事業)として堅実に進める必要があることをご理解くださいますようお願いいたします。
No.18 栄町	整備協定書 第 10 条 第 11 条 第 13 条 第 15 条	地域振興事業は、印西市が当該地域の振興事業として、本来実施すべきものが含まれているのではないか。	また、平成 25 年度に実施した候補地の公募は印西市ではなく当組合が実施し、当該公募の募集要項に「地域活性化に寄与する地域振興策については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。」と記載しています
No.19 栄町	整備協定書 第 11 条	吉田地区へ変更せざるを得なくなったのは、印西市長と市民の判断であり、すべて印西市の一定地域の振興策です。 したがって印西市が設置し、財政負担すべきではないでしょうか。	募集要項 http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/25-jiki-kouhoti-bosyu-.pdf
No.20 栄町	整備協定書 第 11 条	ごみ処理施設の移転問題を振り返れば、印西市長の判断が大きく、地域振興策の内容等を見ると、印西市内の一地域の振興策であり、印西市が設置し財政負担すべきではないか。	

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.21 栄町	整備協定書 第10条 第13条 第15条 第17条	それぞれの条項で地域と記述してあるが、地域振興事業の内容を見ると、栄町への波及効果は全くなく、あくまでも、印西市の地域経済効果に限られるので、吉田地区周辺地域と明示すべきではないか。	平成28年度に策定した地域振興策基本構想において、地域振興策の波及効果についても評価しています。 評価 <u>http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/27-jiki-chiiki-tousinsyo-h-6-.pdf</u> 波及効果の程度は、実際に展開する地域振興策の内容や規模にもよりますが、現印西クリーンセンターの周辺対策事業である温水センターの運営状況(栄町住民の方々にもご利用いただいていることのほか、栄町住民の方3名の就労及び館内で栄町産の農作物を販売)を見ても明らかなように、ご意見にある「栄町への波及効果は全くない」という事態は生じないものと考えています。
No.22 印西市	整備協定書 第10条	地域振興策を策定する組織には、甲乙のほかに印西市も含めるべきと考えます。 それは、印西市の都市計画の地区別構想でも、宗像地区の課題として「自然的な地域資源の余暇やレクリエーションの場としての活用」を上げているので、印西市は都市計画の具体的推進をはかる責任もあり、組合と連携して、市としてもこれを地区構想の具体化をはかる機会と位置付けるべきです。	地域振興策の検討は、地元町内会である吉田区と吉田資源循環センター整備の事業主体である当組合が主体的に進めるものと考えていますが、平成25年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画で掲げる基本目標と基本方針の精神に則り、住民・事業者・印西市・白井市・栄町・組合がそれぞれの役割を担い互いに協力し、連携をより一層強化する全員参加型の取組にて検討を進めたいと考えています。
No.23 印西市	整備協定書 第10条	振興策を検討するには当然、甲乙のみでなく専門知識を有する機関の協力を得て、しっかりした事業として仕上げていくことを想定していると思いますが、専門機関も活用する検討体制の枠組みも決めておいてはいかがでしょうか。	なお、検討内容の特殊性を考慮し、幅広い情報と経験を有する専門コンサルタントの活用と学識経験者の助力などもいただく考えです。 また、意見書No.24に関し、地域振興策の事業の実施・運営等におけるサポートは、平成28年度に策定した地域振興策基本構想で纏めた概略事業スキームにおいて、コンサルとの運営アドバイザー契約も検討することとしていますが、民間事業者のノウハウの活用を前提とする民設民営の展開などにおいては、そうしたアドバイザー契約を必要としないケースも考えられます。
No.24 印西市	整備協定書 第10条 及び関連 条項	10条の中に、「地域振興策に係る計画の策定、事業の実施・運営等においては、乙は、甲による主体的かつ継続的な検討や事業方針等の意思決定をサポートする専門家の派遣、調査研究の支援など、甲へのソフト面のサポートを行うものとする。」という文言を追加してはどうでしょうか。 理由：甲は、居住者で組織された町内会であり、専門的な知識やノウハウが不足し、主体性があるとはいえ満足に調査・検討が行えないことに配慮し、甲の主体的取組みを促進する必要があるため。	いずれにいたしましても、平成29年度に策定する予定の地域振興策基本計画において、経営シミュレーションを実施しながら実際に展開する地域振興策の内容や事業スキームの検討を進める中で、吉田区へのサポート方針を明らかにする考えであることをご理解くださいようお願いいたします。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.25 印西市	整備協定書 第 10 条	振興策策定から事業としての立ち上げまでの全体の計画推進の過程の中で、組合が主体的に指導性と責任を持つことを明確にしてもらいたいと思います。	整備協定書第 5 条の規定をもってご意見のあった事項は明確になっているものと考えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 第 5 条 組合は、吉田資源循環センターと地域振興策が連携することによる恒久施設として、吉田区の理解が得られる施設整備及び事業運営を図るものとする。
No.26 印西市	整備協定書 第 11 条	地域振興策に係る整備費用の総額（上限）は、地域振興策 77 策の合計なので、当然のことながら、実際に採用された地域振興策の整備費用の合計を上限にすべきである。 勘違いしないように、そのことを整備協定書に明記すべきである。	これまでの経緯として、平成 25 年度に実施した候補地の公募において、候補地の募集要項に記載した「地域活性化に寄与する地域振興策については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります。」に基づき、今年度当初から本格的に地元町内会の吉田区と当該協議を進めてまいりましたが、吉田区から「先ず地域振興策の予算枠及び当該予算枠で整備可能な施設の内容・規模・イメージが分からなければ地域振興策の検討は進められない。」との申し入れをいただきました。 募集要項 <u>http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/25-jiki-kouhoti-bosyu-.pdf</u>
No.27 印西市	整備協定書 第 11 条	吉田地区の地権者と住民の方々が、「ごみ処理施設は迷惑施設」などの先入観念にとらわれず、理性的な判断のもと、混乱なく建設候補地に同意されたことに、印西・白井・栄の各自治体と住民は、敬意をもつことを根底に置かなければなりません。 整備費用も、それを前提に考えるべきです。 33 億 8100 万円という数字は、根拠が薄弱で、全く説得力がありません。 説明資料 8 頁の過去の周辺整備費との比較で、総整備費に占める割合でなく、本体整備費に対する周辺整備費の割合をみれば、最近事例の平岡自然公園の場合は 42%になるわけです。 したがって、ここではこのような確定的な数字を予め固定するのではなく、現段階では特に決めなければならない必要性はなく、文章で「過去の組合事業における周辺整備費の考え方や実績と事業の必要経費を勘案して決める」程度にとどめておいても用は足りるかと思えます。	その後、各種の検討を経て、参考資料 5～7 ページの「地域振興策の展開イメージ (77 策)」及び 8 ページの「過去の組合事業における周辺整備費の比較」を作成し吉田区との協議を重ね、地域振興策に係る整備費用の上限額として 33 億 8100 万円で内諾を得たものであることをご理解くださいますようお願いいたします。 なお、「地域振興策の展開イメージ (77 策)」は、あくまで 33 億 8100 万円の範囲内で展開可能な地域振興策のイメージなので、実際に展開する地域振興策は当該 77 策に固執することなく吉田区が望む将来像やご意向などを勘案しながら弾力的に検討を進めます
No.28 印西市	参考資料 1～3 頁 概算整備費 の算出	P3 の「周辺整備費」は上述のように根拠薄弱で、現段階で出しては誤解も生むし、意味もないので全体を削除すべきと考えます。	また、意見書No.29 の〈理由〉に関し、参考資料に記載されている地域振興策の全てが決定されたとの誤解が生じないよう、引き続き事業広報及び事業説明などの際において十分に留意いたします。 また、意見書No.30 に関し、ご意見のあった「共存できる方向」を確たるものとするために必要不可欠な事業費であることも合わせてご理解くださいますようお願いいたします。

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.29 印西市	整備協定書 第 11 条	<p>〈第 1 項についての意見〉</p> <p>地域振興に係る整備費用の総額を、金 3,381 百万円を上限とすると明記していますが、前条 10 条記載の事項が決まっていない現段階において整備費用総額を協定書に明記することは好ましくないと考えます。</p> <p>〈第 1 項の修正提案〉</p> <p>整備費用総額の上限は、参考資料①概算設備費算出の (3) 項記載の①用地取得費及び②建設工事費金額を参考値とし、前条 (第 10 条) 記載の整備する各施設、場所、規模、及び事業スキームが確定した段階で決定することとする。に修正した方がよい。</p> <p>〈理由〉</p> <p>現段階で、協定書に整備費用総額を明記することは既に参考資料① (3) 項記載の地域振興策すべてが決定されたとの誤解を招く恐れがあり好ましくない。</p> <p>この様な誤解を避けるためにも上記の修正を提案します。</p>	
No.30 栄町	整備協定書 第 11 条	<p>地域振興策にかかる総額は 33 億 8100 万円です。補助金があるとはいえ、かなりの高額であり、税金・住民の負担です。</p> <p>世帯数 160 世帯、地権者 28 名とのことですが、クリーンセンターの利用もされることと思います。「迷惑施設」という定義からの予算積算ではないでしょうか。</p> <p>又、クリーンセンターができることにより、道路整備、排熱エネルギーや雇用促進による地域の活性化、新しい農業経営などを理解して提言をしていただき共存できる方向で取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>33 億 8100 万の大幅見直しをお願いします。</p>	
No.31 栄町	整備協定書 第 11 条	<p>組合は、印西市、地元、民間の設置する地域振興策施設の補助などを除いた、財政負担をすることが法的に正しいのではないか。</p>	<p>地域振興策は、吉田資源循環センターを受け入れていただくにあたって必要不可欠な周辺対策事業であり、また、整備協定書第 5 条で規定しているとおり、吉田資源循環センターと地域振興策は互いに連携する一体施設です。</p>
No.32 印西市	整備協定書 第 11 条	<p>地域振興策に係る整備費用の総額の上限金額を記載することの法的効果として、乙による単独の債務負担行為と解釈されることがないよう、慎重に記述すべきだと思います。</p> <p>理由 1：本来、この整備費用は、総投資額の目安として捉えるのであれば、多様な民間主体による投資も含まれて当然である。乙単独の債務負担行為と誤解される危険性があることは極めて問題であり、先々に紛争の種になりかねないと思われます。</p>	<p>よって、地域振興策は、吉田資源循環センター整備事業の事業主体である当組合の事業(印西市・白井市・栄町で応分の負担をしていただく事業)として堅実に進める必要があり、整備協定書第 11 条は当該事業に係る整備費の上限 (33 億 8100 万円) を定めたものであることをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、当組合の事業として進める地域振興策のほかにも、吉田区や民間事業者などが自らの資本で展開する事業の実施も考えられますが、それらは整備協定書第 11 条で規定する整備費 (33 億 8100 万円) とは別に展開することとなります。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.33 印西市	整備協定書 第 11 条	<p>参考資料 3 ページの最後に記述されているとおり、地域振興策に係る整備費用の上限 33 億 8100 万円の妥当性は参考資料 8 ページでそれとなく確認できますが、そもそも泉・多々羅田地先で整備する以前の計画との事業費比較は行わないのでしょうか。</p> <p>手元に環境整備組合のチラシ（平成 24 年 6 月）がありますが、泉・多々羅田地先で整備する計画は 197 億 7200 万円となっています。</p> <p>対してこの度の吉田地区で整備する計画は参考資料 3 ページで 168 億 1760 万円となっていますので、差し引き 29 億 5440 万円安価になったということでしょうか。</p>	<p>泉・多々羅田地先（千葉ニュータウン 9 住区）で整備する前回計画との事業費比較については、比較の前提、方法及び視点により事業費が大きく変動してしまうことのほか、前回計画の用地は既に民間事業者へ処分されており、現時点においては当該地に新クリーンセンターを整備することができないことから、不要な混乱や誤解を避けるべく、当該事業費比較は行わないこととしたことをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
No.34 印西市	整備協定書 第 11 条	<p>地域振興策に係る整備費用の上限は 33 億 8100 万円とのことですが、第 10 条で規定している公共公益的な波及効果の程度に応じて上限額を弾力的に増減させることも考えられると思います。</p>	<p>公共公益的な波及効果の程度を定量化し、地域振興策に係る整備費用に適切に反映させることは困難であることから、公共公益的な波及効果の程度に応じて上限額を弾力的に増減させることは行わない考えであることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>
No.35 印西市	整備協定書 第 11 条	<p>地域振興策に係る整備費用の上限は 33 億 8100 万円とのことですが、遠い将来、地域振興策の施設を建替える際の費用は誰がどの程度負担するのでしょうか。</p>	<p>地域振興策は、吉田資源循環センターを受け入れていただくにあたって必要不可欠な周辺対策事業であり、また、整備協定書第 5 条で規定しているとおり、吉田資源循環センターと地域振興策は互いに連携する一体施設です。</p> <p>よって、基本的には組合が建替えに係る費用を負担すべきものであると考えますが、実際に展開する地域振興策の内、民設民営の事業については、当初整備と同様に当該事業者が建替えに係る費用を負担すべきものであると考えます。</p> <p>しかしながら、地域振興策の施設を建替える時期は相当な後年度になることから、その時点でこれまでとは全く異なる社会的要請や地域振興策が求められる可能性があります。</p> <p>また、一例を挙げると公設民営としていた事業を民設民営に切り替えることなども想定されます。</p> <p>よって、地域振興策の施設を建替える際の費用を誰がどの程度負担するのかについては、建替えが必要となった時点で、整備協定書第 2 2 条に基づく信義誠実の原則による協議を行うべきものと考えています。</p>
No.36 栄町	整備協定書 第 11 条	<p>ごみの減量を 2 市 1 町が本腰を入れて取り組むと共に生ゴミの堆肥化について今回の建替を機に堆肥化施設の導入等を考えていただきたい。</p> <p>私自身は生ゴミは搬入しておりません。</p> <p>又、アクセスについては今後かなりの予算がかかりますね。</p> <p>印西市が町づくりの観点から見直していただきたい。</p>	<p>生ゴミの堆肥化については、平成 25 年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画におけるごみ減量・資源化の施策として、「生ゴミの収集、運搬、保管に協力が可能なモデル地区を選定するとともに、農家の協力を得て堆肥化の試験を行うなど、循環地域づくりを調査検討していく。」と掲げていることから、印西地区のごみ処理の課題の一つとして、引き続き生ゴミの堆肥化を調査検討してまいります。</p> <p>また、アクセス道路は、印西市の道路事業ではなく、当組合が事業主体となる吉田資源循環センター整備事業と地域振興策事業で必要となる進入道路となります。</p> <p>なお、アクセス道路の整備に当たっては、今後、アクセス道路としての機能性、用地取得の容易性及び経済性のほか、生活道路としての利用も想定されることから周辺住民のご意向なども含め、総合的な検討を進めることをご理解くださいますようお願いいたします。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.37 印西市	整備協定書 第 13 条	地域防災拠点は、印西市の防災拠点ではないのか。 各市町の防災計画との関係からも、それで無いとおかしいのではないか。	平成 25 年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画において、施設整備における重要な事項の一つとして、「大規模災害時も処理が継続される施設とすると同時に、地区の防災拠点としても機能しうる施設とします」を掲げています。 また、平成 28 年度に策定した施設整備基本計画において、次期中間処理施設整備の基本方針の一つとして、「大規模災害時には避難・救護のための防災拠点の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る」を掲げています。 また、平成 28 年度に策定した地域振興策基本構想において、次期中間処理施設の機能との連携の一つとして、「多機能な複合施設における防災拠点機能」を掲げています。 以上のとおり、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりに応じ、災害対策に関する各種の検討を進めてまいりましたが、整備協定書第 13 条で規定する防災拠点及び復興拠点（激甚災害時であっても周辺にエネルギー供給が可能な吉田資源循環センターの強靱な機能と、地域振興策施設の各種屋内スペース及び温浴施設などを有効活用する取り組み）は、各市町の地域防災計画で位置付けるものではなく、吉田区の意向にも合致した任意の取り組みであることをご理解くださいますようお願いいたします。
No.38 印西市	整備協定書 第 16 条 第 2 項	自己の収支で独立した採算をとることを目指すとありますが、志としては理解できるものの本質的に地域振興策は地元対策でしょうから酷な要求と感じます。 誰もが嫌悪するゴミ処理施設を受け入れていただくことに対する見返りの一つとして、第 17 条の委託料で誠実な配慮をするべきだと思います。 ついては、第 2 項は削除するべきだと思います。	整備協定書第 16 条第 2 項の規定は、吉田区が新たに設立する法人が目指す事業に対する姿勢を吉田区的意思により明文化したものであることをご理解くださいますようお願いいたします。 なお、吉田区は地域振興策検討の初期段階から、地域の自立・自活を目指しています。
No.39 栄町	整備協定書 第 17 条	ほとんどが組合として規約上持てない施設なのに、なぜ協定書に維持管理を地区に委託するように示しているのですか。	平成 28 年度に策定した地域振興策基本構想で課題の 1 つとして掲げていますが、現行の組合規約の第 3 条で規定する「共同処理する事務」によると、排熱を利用しない事業は組合が事業主体となることができないと考えられます。（里地里山の保全と活用などの一部） よって、排熱を利用しない事業を展開する場合は、組合規約の一部変更など、予め十分な調整及び協議が求められるものと考えています。 組合規約 http://www3.e-reikinet.jp/inzai-kankyo/d1w_reiki/351909100902000000MH/3519091002000000MH/351909100902000000MH.html

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.40 印西市	整備協定書 第 17 条	この条文は、甲が設立した法人だけに当該施設の一部の業務を（入札なしに）委託する内容で、公正な取引とは言えず、関係法律に抵触する恐れがあるので、削除すべきである。周辺住民の雇用を積極的に進めるとした第 15 条があれば、十分である。	<p>当組合を含む地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則となりますが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に掲げる 9 つの要件のいずれかに該当する場合に限り、随意契約（競争入札に付さない契約）が認められています。</p> <p>本件の随意契約については、吉田区から吉田資源循環センターの整備や操業に対する理解と協力を得ること及び信頼関係の醸成を主たる目的としており、一時の停滞も許されない極めて公共性の高い本事業を達成するために必要不可欠なものであることなどから、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しない」に該当するものと考えています。</p> <p>こうした事由による随意契約については稀な例ではなく、当組合の平岡自然公園事業（墓地、火葬場及び斎場の整備事業）をはじめ他の公共団体における類似事業においても、実績を有しているところです。</p> <p>ただし、適正な業務設計、他の公共団体における類似業務実績の調査及び専門業者から参考見積りを徴すなど、適正価格による契約締結を図らなければならないと考えています。</p> <p>また、雇用創出については、平成 25 年 5 月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において、「廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得よう努めるものとする。」と定められており、廃棄物処理施設を整備する際の効果の一要素でしかありません。</p> <p>廃棄物処理施設整備計画 http://www.env.go.jp/press/files/jp/22342.pdf</p> <p>また、平成 26 年 7 月に吉田区から提出のあった同意書では、「吉田区が希望・提案する地域振興策を真摯に受け止め、協議の上両者（吉田区と組合）の妥当な合意を見いだし、これを担保することを条件に受け入れに同意する。」としています。</p> <p>更に、平成 27 年 3 月に締結した事業の施行に関する基本協定書では、「地域振興策検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者（吉田区と組合）が合意する地域振興策を決定するものとする。」と規定しています。</p> <p>こうした経緯の中、吉田区と組合で多面的な協議を重ね、地域振興策の展開は地域活性化の起爆剤であるという共通認識を持つに至っている現在、雇用創出だけで十分というご意見は関係者の理解を得ることが難しいことをご理解くださいますようお願いいたします。</p>

意見No.	意見箇所	意見内容	回答内容
No.41 印西市	参考資料 1～3 頁 概算整備費 の算出	<p>P2 の「前回計画の白紙撤回で要することとなった事業費」の「①現施設基幹改良工事に関する事業費」を新計画の事業費に含めて考えるのは全くの誤りです。</p> <p>これは現施設の総運転費用に他ならず、現施設が運転開始から終了までにいくらかかったかを算定する場合に、含める費用です。今後つくる新施設とは全く関係がありません。</p> <p>どうしても新施設と関係させて比較したいのなら、10 年間の「延命工事」にかかる 23 億 7180 万円を 1 年に按分した費用金額＝2 億 3718 万円と平成 32 年稼働を目指した前計画の 197 億 7166 万円の施設が 30 年で償却するとしての 1 年分の償却額＝6 億 5900 万円を比較して、どちらが経済的だったかを見るべきです。</p> <p>結果は明らかで、現施設を延命して、次期施設建設を遅らせた今回の措置が正しかったのです。</p> <p>従って、こういう意味のない、間違った比較をするべきでなく、当該表から (2) 項は全文削除すべきです。</p>	<p>参考資料 1 ページから 4 ページの今回計画における「概算整備費の算出」は、前回計画との事業費比較をする目的で作成したのではなく、前回計画の白紙撤回申し入れ以降の事業経費を単純に積み上げた概算費を示したものであることをご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、「概算整備費の算出」における各項目は、これまで組合に寄せられた様々なお質問（前回計画の白紙撤回で要することとなった事業費のご質問を含む）にお答えする役割も持っておりますので、その点も合わせてご理解くださいますようお願いいたします。</p>